

特定非営利活動法人ファザーリング・ジャパン北海道定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ファザーリング・ジャパン北海道という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、広く一般市民に対して、父親の子育てを支援する事業の一環として、北海道に笑っている父親を増やすという目的を持つ多くの方々の意識を高め連携を図っていくことで、不特定多数の方々の利益を増進し、豊かな地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) まちづくりの推進を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- ① 子育てに関する講演会・セミナー・スクールの開催事業
- ② 子育てに関する普及啓発事業
- ③ 子育てに関する調査・研究事業
- ④ 教育に関する普及啓発事業
- ⑤ 目的を同じくする他の団体との連携事業
- ⑥ その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」

という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
- (3) 学生賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した短大・大学・大学院、これに準ずる学校の在学学生

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面または電磁的方法をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び年会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 学生賛助会員においては、学生の資格を喪失したとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(入会金及び会費の不返還)

第12条 既に納入した入会金及び会費は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上10人以下

(2) 監事 1人以上2人以下

2 理事のうち、1人以上2人以下を代表理事とし、1人以上2人以下を副代表理事とすることができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は総会において選任する。

2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(事務局及び職員)

第 20 条 この法人には、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 事務局長及び職員は、代表理事が任免する。

(組織及び運営)

第 21 条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(顧問)

第 22 条 この法人は、役員以外に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事 3 人以上が推薦した者につき、理事会の議決を経て代表理事が委嘱する。

3 顧問は必要に応じ、総会並びに理事会に出席し、意見を述べるることができる。

第 5 章 総会

(種別)

第 23 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 24 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 25 条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 会員の除名
- (7) 解散における残余財産の帰属
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 26 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 27 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも総会の日 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 28 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 29 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 30 条 総会における議決事項は、第 27 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が

書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 31 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 29 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 53 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 32 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。
- 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 33 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 34 条 理事会は、次の事項について議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項

- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。）の借入れその他新たな義務の負担又は権利の放棄
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 入会金及び会費の額
- (6) 事務局の組織及び運営
- (7) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 35 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 36 条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも理事会の日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 37 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第 38 条 理事会における議決事項は、第 36 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 39 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第 2 項及び次条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第41条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第42条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第43条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第44条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第45条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第46条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、理事会の議決を経て、総会において報告しなければならない。

(暫定予算)

第 47 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 48 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 49 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 50 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 51 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 52 条 予算をもって定めるもののほか、借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。）の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 53 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）

- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第 54 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第 55 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

（合併）

第 56 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

（公告の方法）

第 57 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 10 章 雑則

（細則）

第 58 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを

定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事 谷 内 政 昭

代表理事 星 野 恵

理事 岩 渕 聖 矢

理事 大 澤 巧

理事 大 澤 千 絵

理事 小 林 勇 介

理事 柴 田 真 弥 (旧姓：太細)

理事 幡 生 祐 介

理事 水戸部 拓 真

監事 二 瓶 竜 紀

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 46 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 51 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

①入会金 4, 0 0 0 円

②年会費 6, 0 0 0 円

(2) 賛助会員 (個人)

①入会金 0 円

②年会費 6, 0 0 0 円

(3) 賛助会員 (団体)

①入会金 0 円

②年会費 3 0, 0 0 0 円 (一口以上)

学生賛助会員は入会金及び会費を徴収しないものとする。

要綱様式1

役員名簿

法人名		特定非営利活動法人ファザーリング・ジャパン北海道	
役職名	氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
代表理事	谷内 政昭		有
代表理事	星野 恵		有
理事	岩渕 聖矢		無
理事	大澤 巧		無
理事	大澤 千絵		無
理事	小林 勇介		無
理事	柴田 真弥		無
理事	幡生 祐介		無
理事	水戸部 拓真		無
監事	二瓶 竜紀		無

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

・近年、「仕事も育児も両立しながら楽しんで生きていきたい」といった意識をもった若い世代の父親たちが確実に増えてきています。しかし、日本の企業や社会の意識には、そういった父親たちを受け入れる土壌が未だ整っているとは言い難い現状があります。

・企業の意識が変わり、そこに勤める父親たちが解放、啓発され精神的に成長・自立し、家庭や地域に積極的にコミットするようになれば、社会も大きく変わっていきます。子どもを大切にする社会が確立されれば、母親たちのストレスは減少し、子どもたちに安心と笑顔がもたらされ、さらには、子どもや女性を取り巻くさまざまな問題や事件の減少につながっていくはずです。

・私たちは、父親やその家族が置かれた状況を互いに理解し、支え合うためにも、組織として自立して社会的信用を得、札幌市を中心とした北海道に「笑っている父親になろう」との考えをいっそう広めることのできる団体となるために「特定非営利活動法人」となることが必要と考え、「特定非営利活動法人ファザーリング・ジャパン北海道」を設立することとしました。

活動方針

『笑っている父親になろう!』『北海道に、笑っている父親を増やそう!』
イクメンという言葉が世の中に出て約10年。

今では「家庭や地域に関わりたい!」という気持ちを持つ父親が増えつつありますが、現実には仕事に追われて「週末だけしか…」「もっと関わりたいのに…」と悩んでいる。

私たちファザーリング・ジャパン北海道は、笑っている父親をもっと増やすために、父親の家事・育児参加の啓発やライフデザイン、母親や子どもたちとのコミュニケーション、親同士のネットワークの形成、そして働き方・働き方改革としてのイクボスの養成などを、北海道のメンバーで進めています。

2 申請に至るまでの経過

平成26年ファザーリング・ジャパン北海道立ち上げ準備室として、任意団体「チチトミチ」を設置。

平成26・27年には、父親向けの情報誌として、フリーペーパー「とうちゃんのこたべ」を発行し、道内幼稚園・保育園にて配布。

平成29年任意団体ファザーリング・ジャパン北海道を設立。あわせてNPO法人ファザーリング・ジャパンの北海道支部としての活動を開始。

令和4年にはファザーリング全国フォーラム in 北海道を関係団体とともに開催。

スタート時から、父親に対する子育ての大切さや企業への働き方改革を推進する講座、子ども向けのイベント「絵本ライブ」等を不定期に開催してきました。

令和7年1月より、有志により特定非営利活動法人ファザーリングジャパン北海道の設立準備会を立ち上げ、令和7年5月11日、設立総会の開催を経て、設立に至りました。

事業の目的

3 ミッション

笑っている父親を増やす

ファザーリングは、父親支援事業による「ファザーリング (Fathering)」の理解・浸透こそが、「よい父親」ではなく「笑っている父親」を増やし、ひいてはそれが働き方の見直し、企業の意識改革、社会不安の解消、次世代の育成に繋がり、10年後・20年後の日本社会に大きな変革をもたらすということを信じ、これを目的 (ミッション) としてさまざまな事業を展開していく、ソーシャルビジネスプロジェクトです。

2025年5月11日

特定非営利活動法人 ファザーリング・ジャパン北海道
設立代表者 住所又は居所

氏名 谷内 政昭

住所又は居所

氏名 星野 真

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人ファザーリング・ジャパン北海道

1 事業実施の方針

- ・設立当初の事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・本法人の事業内容をより多くの市民に知っていただくため、ホームページの開設準備委員会を発足させる。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千 円)
① 子育てに関する講演会・セミナー・スクールの開催事業	・お父さん向け講座を実施する。 ・イクボスセミナーを実施する。	(A) 8月を予定 (B) 札幌市内 (C) 10人	(D) 子育て中の父親 (E) 100人	150
② 子育てに関する普及啓発事業	・絵本ライブを開催する。	(A) 8月を予定 (B) 札幌市内 (C) 10人	(D) 子育て中の道民 (E) 100人	40
③ 子育てに関する調査・研究事業	・子育てに関するアンケートを実施する。	(A) 8月を予定 (B) ウェブ (C) 10人	(D) 子育てに関心のある道民 (E) 100人	0
④ 教育に関する普及啓発事業	・金融教育を目的とした、コードモフリーマーケットを実施する。	(A) 9月を予定 (B) 札幌市内 (C) 10人	(D) 金融教育に関心がある道民 (E) 300人	470

⑤ 目的を同じくする他の団体との連携事業	実施予定なし			
⑥ その他目的を達成するために必要な事業	実施予定なし			

令和8年度の事業計画書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人ファザーリング・ジャパン北海道

1 事業実施の方針

- ・以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・前事業年度に発足させたホームページの開設準備委員会の検討については、検討結果を通常総会に付議できるよう議論を進める。事業年度内の開設を目標とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
①子育てに関する講演会・セミナー・スクールの開催事業	・お父さん向け講座を実施する。 ・イクボスセミナーを実施する。	(A)年2回 (B)北海道内 (C)10人	(D)子育て中の父親及び企業道民 (E)各50人	900
②子育てに関する普及啓発事業	・絵本ライブを開催する。	(A)年1回 (B)北海道内 (C)5人	(D)子育て中の道民 (E)20人	300
③子育てに関する調査・研究事業	・子育てに関するアンケートを実施する。	(A)年1回(3月を予定) (B)ウェブ (C)10人	(D)子育てに関心のある道民 (E)100人	0
④教育に関する普及啓発事業	・金融教育を目的とした、キッズフリーマーケットを実施する。	(A)年1回 (B)北海道内 (C)10人	(D)金融教育に関心がある道民 (E)300人	570

⑤ 目的を同じくする他の団体との連携事業	・助産院等でプレパパセミナーを実施する。	(A) 随時 (B) 北海道内 (C) 3 人	(D) プレパパ (E) 各 10 人	200
⑥ その他目的を達成するために必要な事業	実施予定なし			

設立当初の事業年度 活動予算書

法人成立の日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人ファザーリング・ジャパン北海道

(単位: 円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	130,000		
賛助会員受取会費	200,000	330,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	100,000		
施設等受入評価益	0	100,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	500,000	500,000	
4. 事業収益			
受取事業収益	1,000,000	1,000,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			1,930,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	100,000		
旅費交通費	170,000		
施設等評価費用	0		
減価償却費	0		
支払手数料	20,000		
報償費	200,000		
業務委託費	50,000		
消耗品費	40,000		
広告宣伝費	80,000		
その他経費計	660,000		
事業費計		660,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	50,000		
旅費交通費	50,000		
減価償却費	0		
支払手数料	30,000		
業務委託費	300,000		
通信費	100,000		
消耗品費	10,000		
広告宣伝費	20,000		
その他経費計	560,000		
管理費計		560,000	
経常費用計			1,220,000
当期経常増減額			0
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			710,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			710,000

【令和8】年度 活動予算書
 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
 特定非営利活動法人ファザーリング・ジャパン北海道
 (単位: 円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	78,000		
賛助会員受取会費	250,000	328,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	300,000		
施設等受入評価益	0	300,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	1,000,000	1,000,000	
4. 事業収益			
受取事業収益	3,000,000	3,000,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			4,628,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	150,000		
旅費交通費	650,000		
施設等評価費用	0		
減価償却費	0		
支払手数料	40,000		
報償費	600,000		
業務委託費	150,000		
消耗品費	130,000		
広告宣伝費	250,000		
その他経費計	1,970,000		
事業費計		1,970,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	480,000		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	480,000		
(2) その他経費			
会議費	50,000		
旅費交通費	50,000		
減価償却費	0		
支払手数料	60,000		
業務委託費	600,000		
通信費	100,000		
消耗品費	20,000		
広告宣伝費	50,000		
その他経費計	930,000		
管理費計		1,410,000	
経常費用計			3,380,000
当期経常増減額			0
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			1,248,000
前期繰越正味財産額			710,000
次期繰越正味財産額			1,958,000